

徳島県告示第四十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第二項の規定により意見が述べられたので、同条第三項の規定により、当該意見の概要について次のとおり公告し、当該意見を縦覧に供する。

令和八年一月二十三日

徳島県知事　後藤田　正　純

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

クスリのアオキ徳島北島店

板野郡北島町北村字新川屋八番一ほか

二 法第八条第二項の意見の対象となつた届出に係る告示

令和七年徳島県告示第三百六十五号（大規模小売店舗立地法の規定による届出があつた件）

三 法第八条第一項の規定により述べられた意見の概要

1 歩行者の通行の利便の確保等

店舗北側の道路が小学校の通学路であり、道幅も狭く、店舗利用集中時と通学時間帯が合致しており、事故の危険性が高まる。また、北側出入口より西側の町道五四号線の道幅がより狭い上に、農業用水路もあるため、通学の安全確保面で問題がある。北側出入口の設置の取りやめ、混雑緩和のための東側出入口の追加等をお願いしたい。

2 防災・防犯対策への協力

北側出入口から車両が退店する際に、出入口前の住宅に視線が向かい、プライバシーが損なわれるため、目隠し柵などを設置していただきたい。

敷地北側に柵などを設置しない場合、北側の住居への不法侵入や器物損壊や車上ねらい等の危険性がある。

駐車場全体とその周辺が映るような防犯カメラの設置をお願いしたい。
店舗敷地から近隣住居内が見えないように、プライバシーの面で十分な配慮を頂きたい。

3 騒音の発生に係る事項

夜間の騒音や若者の集まり等により、生活環境に影響が出ることが懸念される。騒音及び照明による光害が懸念されるため、営業時間を午前九時から午後十時までにしていただきたい。

4 街並みづくり等への配慮等

北側出入口から退店する車両の前照灯が、出入口前の住宅を照らし、夜間の生活や睡眠への影響が懸念される。また、昼間においても、遮光カーテンを閉じた状態にせざるを得ない状態となり、精神的にも苦痛を感じるため、北側出入口の設置を取りやめていただきたい。

案内標識の光により睡眠が妨害されかねない上に、災害で住宅地に向かつて倒れる恐れがあるため、設置位置を見直していただきたい。

住居の前に店舗が建つことで、眺望が遮られる上に、風通しや日照が悪化する恐れがある。

町道五 三三三号線と県道徳島鳴門線との合流箇所に道路反射鏡を設置いただきたい。

四 意見の縦覧場所及び期間

- 1 縦覧の場所 徳島県経済産業部企業支援課及び北島町まちみらい課
- 2 縦覧の期間 令和八年一月二十三日から同年一月二十三日まで